

検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関する

Q & A（第8版）

令和4年8月30日時点

【実施事業者用抜粋版】

この資料は、国が作成した標記 Q&A のうち、実施事業者を確認いただきたい事項を抜粋、一部加筆したものです（令和4年9月1日福岡県更新）。

※更新箇所を赤字にしています。

Q1-6 実施事業者が事業又は福利厚生等の一環として、従業員に検査を受けさせることは、なぜ無料化の対象事業には含まれないのか。具体的にどのような場合が想定されるか。

実施事業者が、自らの事業又は福利厚生等の一環として、従業員に検査を受けさせる場合、当該費用は本来当該事業者が経営又は福利厚生等のための費用として負担すべき費用であり、公費を投入すべき理由がないため。

具体的には、事業者が従業員に指示して、本事業における無料検査を受けさせることが想定される。

Q4-2 検査受付の場面で、提示を求めている身分証明書等は具体的に何を指しているか。提示を求めている趣旨は何か。

身分証明証としては、運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書を想定しているほか、健康保険証や学生証等を含むものと考えている。

身分証明証は、検査の申込書に記載された氏名と照合して本人確認を行うこと等を想定して、提示を求めることとしている。

【参考（福岡県加筆）】県 HP（県民向け）では、以下のように案内しています。

検査場所で所定の申込書に記入し、本人確認書類を提示してください。

受検には、本人確認書類の提示が必要です。運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書、健康保険証や学生証等を必ず持参してください。

なお、福岡県民の方が対象となるため、住所の記載された本人確認書類が必要です。上記の本人確認書類で福岡県内にお住まいであることの確認ができない場合は、公共料金の請求書等、住所確認ができるものをあわせて提示してください。

Q4-3 実施事業者は、検査の受付の際、検査申込者に対してEメールアドレスを申込書に記載させなければならないか。

実施要領の別添3の申込書（例）において「Eメールアドレス」を記載事項としているところであるが、これは検査結果の通知等を円滑に行う趣旨によるものであり、Eメールアドレスを持っていない方に対しても必ずこれを記載させなければならないとするものではない。

例えば、結果通知書等を検査の受付を行う薬局等に届くようにした上で、当該薬局等から検査受検者に対して電話等で結果の通知を行い、結果通知書等を直接交付するなどの対応も可能であり、状況に応じて柔軟な対応を検討されたい。

【福岡県加筆】

抗原定性検査キットで検査を行い、結果が出るのを待ってその場で検査結果通知書を交付するような場合についても、Eメールアドレスを記載させる必要はありません。また、抗原定性検査のみを行う事業所においては、あらかじめ検査申込書のEメールアドレス記入欄を削除するか、斜線を引いておくなどの対応も可能です。

Q4-4 一般検査事業実施時に基づく無料検査は住所地で受検する必要があるか。

一般検査事業は、都道府県知事の判断により、感染不安を感じる当該都道府県の住民たる者に対して特措法第24条第9項等に基づく検査受検の要請を行い、要請に応じた住民への検査を無料化するもの。このため、要請対象となる住民は、住所地たる都道府県の検査実施場所において検査を受検する必要がある。

Q7-1 無料検査に係る事務のうち、実施事業者が立会い事務を、第三者に委託等することはできるか。

検査の立会いは、無料検査事業の中核的事務であり、実施主体を実施要領上、限定している。そのため、同事務を実施事業者が第三者に委託等することはできない。